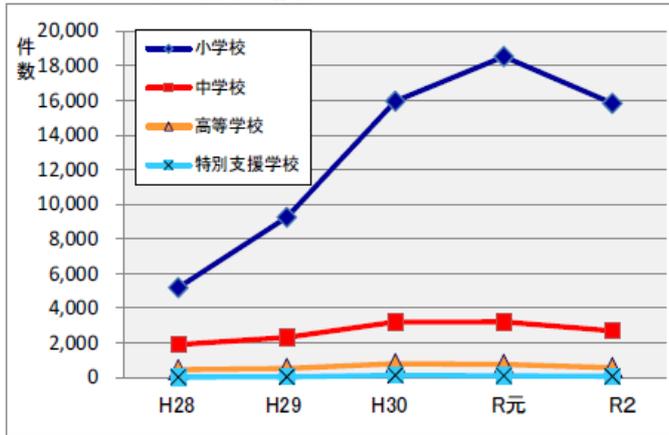


# 【北海道】令和2年度のいじめ認知件数等

(令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 ※抜粋)

## 1 いじめの認知件数の推移



※本調査におけるいじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
小学校	5,185 21.0	9,256 38.0	15,950 65.9	18,525 77.7	15,824 67.3
中学校	1,899 14.5	2,319 18.2	3,204 25.9	3,209 26.5	2,686 22.4
高等学校	456 4.4	518 5.2	799 8.1	749 7.8	572 6.2
特別支援学校	22 4.0	36 6.3	133 23.4	91 15.8	63 10.7
計	7,562 15.6	12,129 25.4	20,086 42.8	22,574 48.9	19,145 42.2

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

<前年度との比較>

- 小学校 ~前年度に比べ、2,701件減少している。
- 中学校 ~前年度に比べ、523件減少している。
- 高等学校 ~前年度に比べ、177件減少している。
- 特別支援学校 ~前年度に比べ、28件減少している。
- 全体 ~前年度に比べ、3,429件減少している。

## 2 学校種別いじめの認知学校数

	認知学校数			
	学校数		認知率	
	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
小学校	620校	648校	61.8%	63.2%
中学校	368校	403校	63.6%	69.1%
高等学校	141校	159校	62.1%	61.2%
特別支援学校	17校	22校	23.9%	31.0%

※ 認知率 = (認知学校数 / 公立学校総数) × 100

## 3 いじめの解消状況

	いじめが解消しているもの(解消率)	
	令和2年度	令和元年度
小学校	95.8%	97.0%
中学校	95.7%	96.9%
高等学校	92.1%	87.9%
特別支援学校	92.1%	91.2%
計	95.7%	96.7%

## 4 いじめ発見のきっかけ (12項目から一つの項目)

	順位	いじめ発見のきっかけ			
		令和2年度	令和元年度		
小学校	①	アンケート調査など学校の取組により発見	80.7%	アンケート調査など学校の取組により発見	79.4%
	②	本人からの訴え	8.0%	本人からの訴え	9.2%
	③	学級担任が発見	7.7%	学級担任が発見	6.8%
	④	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	2.3%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	3.0%
	⑤	児童生徒(本人を除く)からの情報	0.5%	児童生徒(本人を除く)からの情報	0.8%
	⑥	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.4%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.3%
	⑦	学級担任以外の教職員が発見	0.3%	学級担任以外の教職員が発見	0.3%
	⑧	養護教諭が発見	0.1%	養護教諭が発見	0.2%
	⑨	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.04%	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.04%
	⑩	地域の住民からの情報	0.01%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.02%
	⑪	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.01%	地域の住民からの情報	0.01%
	⑫	その他(匿名による投書など)	0.01%	その他(匿名による投書など)	0.01%
中学校	①	アンケート調査など学校の取組により発見	68.3%	アンケート調査など学校の取組により発見	67.3%
	②	本人からの訴え	14.8%	本人からの訴え	15.6%
	③	学級担任が発見	5.8%	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	6.4%
	④	当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	5.8%	学級担任が発見	5.8%
	⑤	児童生徒(本人を除く)からの情報	3.2%	児童生徒(本人を除く)からの情報	2.0%
	⑥	学級担任以外の教職員が発見	1.4%	学級担任以外の教職員が発見	1.3%
	⑦	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0.5%	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1.0%
	⑧	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.1%	養護教諭が発見	0.2%
	⑨	その他(匿名による投書など)	0.1%	スクールカウンセラー等の相談員が発見	0.1%
	⑩	養護教諭が発見	0.04%	地域の住民からの情報	0.1%
	⑪	地域の住民からの情報	0.04%	その他(匿名による投書など)	0.1%
	⑫	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.0%	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0.03%

## 【北海道】令和2年度のいじめ認知件数等

(令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果 ※抜粋)

### 5 いじめの態様 (9項目から複数選択)

	順位	いじめの態様	
		令和2年度	令和元年度
小学校	①	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 59.2%	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 62.4%
	②	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 24.6%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 28.2%
	③	仲間はずれ、集団による無視をされる。 21.2%	仲間はずれ、集団による無視をされる。 21.2%
	④	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 9.4%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 8.4%
	⑤	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 7.3%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 4.5%
	⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 5.9%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 3.7%
	⑦	その他 2.3%	その他 3.4%
	⑧	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 1.9%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 1.1%
	⑨	金品をたかられる。 0.4%	金品をたかられる。 0.4%
中学校	①	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 69.1%	冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。 72.9%
	②	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 14.1%	仲間はずれ、集団による無視をされる。 14.6%
	③	仲間はずれ、集団による無視をされる。 13.6%	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。 13.6%
	④	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 10.8%	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 9.6%
	⑤	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 4.5%	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 4.5%
	⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 4.2%	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 4.2%
	⑦	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 3.6%	ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。 2.9%
	⑧	その他 1.0%	その他 2.2%
	⑨	金品をたかられる。 0.5%	金品をたかられる。 0.2%

【参考】 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

(国公立・小・中・高・特別支援学校合計)

	令和2年度 発生件数
計	11

※ いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第2号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。